退場者懲罰報告の流れ

（一社）香川県サッカー協会　規律・フェアプレー委員会

A大会（Aリーグ）規律委員会

（構成）
・主催 FA と主管 FA(連盟）規律委員会が協議の上メンバー決定。
・主催 FA 規律委員会メンバーが入っていることが望ましい（下記参照）。
（対応）
・退場者の審判報告書の確認、保管、場合により事情聴取を実施。
・懲罰規定に従い、退場者の処分案を決定する。
①大会（リーグ）主催の FA に懲罰報告を行う（様式２＋審判報告書）。
③ (7)懲罰報告確認書受理後、当該チームに対して通告する（様式１）。
・大会事務局と当該種別委員会事務局へ通告の写しを送付。
④ (8)当該チームに次試合の予定を確認する。
・次試合の規律委員長へ消化試合であることを通告する。
・消化試合に該当しているを確認する。

③ (7)

④ (8)

当該チーム

④ (8) 次の試合をＡ大会規律委員会へ報告。
⑤ (9) 消化試合実施を所属の都道府県 FA へ報告（様式４）。

⑤ (9)

(2) (3)

①

② (6)

都道府県FA（規律・フェアプレー委員会）

（構成）
・香川県サッカー協会　規律フェアプレー委員会メンバー
（対応）
・懲罰報告を受理し、懲罰に対する最終決定を下す。
②Ａ大会規律委員会に懲罰報告書を送付する（様式３）
・懲罰報告一覧に懲罰内容を明記する。
⑥消化の確認

処分案が６ヶ月以上の場合

消化試合が６ヶ月以上になる場合も同様に扱う

(2) 事情聴取の通知を行う。
(3) 事情聴取の実施。
(4) 処分案を JFA へ提出。
(6) JFA 決定懲罰を通告。

(4)

(5)

JFA 規律委員会または裁定委員会

(5) 規律委員会または裁定委員会にて決定・通告。

香川県サッカー協会主催、主管の大会時の規律委員会メンバー
1．委員長、規律・フェアプレー委員長
2．大会運営責任者
3．種別委員長
4．審判委員長
5．種別規律・フェアプレー担当者